

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

白石地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	19 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、WCS、飼料作物、露地野菜（レンコン、タマネギ、ブロッコリー、キャベツ等）、施設野菜（アスパラガス、イチゴ、ぶどう等）の作付などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

六角地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、露地野菜（レンコン、タマネギ、レタス、キャベツ等）、施設野菜（アスパラガス、イチゴ、花卉、小ネギ等）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 集落営農法人は、集落営農組織の目標に加え、経営力の強化を図るため、複合化の推進と、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。
また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集積による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北有明地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	16 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、WCS、飼料作物、露地野菜（レンコン、タマネギ、レタス、キャベツ、ブロッコリー、サニーレタス等）、施設野菜（小ネギ等）の作付などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 集落営農法人は、集落営農組織の目標に加え、経営力の強化を図るため、複合化の推進と、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。
また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集積による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

須古地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 1 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農組織、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、露地野菜（タマネギ、レタス、キャベツ、ブロッコリー等）、施設野菜（アスパラガス、花卉、イチゴ、小ネギ等）の作付などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 集落営農組織は、効率的、安定的な農業経営を行うため、組織の法人化を目指すとともに、中心となる経営体相互の連携による農地集積促進を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

福富地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	6 経営体
個人	82 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、WCS、露地野菜（タマネギ、レタス、キャベツ、レンコン、ブロッコリー、サニーレタス等）、施設野菜（アスパラガス、花卉、イチゴ、ぶどう等）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 地域での新たな作物生産を検討し、6次産業化への指導助言を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南有明地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	20 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、露地野菜（タマネギ、レンコン、レタス、ブロッコリー、キャベツ等）、施設野菜（きゅうり、小ネギ、イチゴ、アスパラガス、わさび菜等）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 集落営農法人は、集落営農組織の目標に加え、経営力の強化を図るため、複合化の推進と、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。
また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集積による農作業の効率化を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

錦江地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	24 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農法人、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、WCS、飼料用米、露地野菜（タマネギ、キャベツ、レンコン、ブロッコリー等）、施設野菜（イチゴ、小ネギ、花卉等）の作付などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

竜王地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農組織、認定農業者が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、露地野菜（タマネギ、レンコン、キャベツ、ブロッコリー等）、施設野菜（イチゴ、小ネギ等）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 集落営農組織は、効率的、安定的な農業経営を行うため、組織の法人化を目指すとともに、中心となる経営体相互の連携による農地集積促進を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

白石町長 田 島 健 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

有明干拓地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	16 経営体
集落営農（任意組織）	10 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落営農組織、認定農業者、集落営農法人が水稻、大豆、麦の二毛作を中心とした作付を行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の導入、更新によりコストダウンを図る。認定農業者は、飼料作物、露地野菜（レンコン、タマネギ、ブロッコリー、キャベツ等）、施設野菜（イチゴ、きゅうり、トマト等）の作付、畜産などにより収益の増加を図り、新規就農者は、地域の後継者として、地区で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。
- ・ 集落営農組織は、効率的、安定的な農業経営を行うため、組織の法人化を目指すとともに、中心となる経営体相互の連携による農地集積促進を図る。
- ・ 集落営農法人は、集落営農組織の目標に加え、経営力の強化を図るため、複合化の推進と、高齢化に伴う労働力不足に対応するための雇用の確保を検討する。

また、農地中間管理事業を活用し、入り作地の借入を進め、農地集積による農作業の効率化を図る。